前　　橋　　市
循環型社会形成推進地域計画
（ 第 三 期 ）

令和３年１２月

令和４年１２月改定

令和５年１１月改定

令和６年１１月改定

《目次》

１　地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 1
(1) 対象地域 1
(2) 計画期間 1
(3) 基本的な方向 1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況 2
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容 3

２　循環型社会形成推進のための現状と目標 4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状 4
(2) 生活排水の処理の現状 5
(3) 一般廃棄物等の処理の目標 6
(4) 生活排水処理の目標 7

３　施策の内容 8
(1) 発生抑制、再使用の推進 8
(2) 処理体制 14
(3) 処理施設等の整備 17
(4) 施設整備に関する計画支援事業 18
(5) その他の施策 19

４　計画のフォローアップと事後評価 21
(1) 計画のフォローアップ 21
(2) 事後評価及び計画の見直し 21

＜添付書類＞

様式１　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1 ..... 資料-1
様式２　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2 ..... 資料-4
様式３　地域の循環型社会形成推進のための施策一覧 資料-5
参考資料様式７　浄化槽系 資料-6
参考資料様式６　補足資料 資料-7
参考資料様式８　計画支援概要 資料-18
添付資料１　対象地域図 資料-20
添付資料２　人口、ごみ総排出量、総資源化量、し尿・汚泥量等の推移 ... 資料-21
添付資料３　家庭系ごみの分別区分（現状） 資料-24
添付資料４　現況施設と予定施設 資料-25
添付資料５　合併処理浄化槽整備区域図 資料-29
添付資料６　ハザードマップ 資料-30

1　地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

市 町 村 名		前橋市
面	積※	311.59 km^2
人	口※	333,843 人

※令和 3 年 9 月末現在。なお、人口に外国人住民は含まれている。

(2) 計画期間

本計画は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とし、計画目標年度を令和 9 年度とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

前橋市（以下、「本市」という。）は、平成 16 年 12 月に、大胡町・宮城村・粕川村と合併し、平成 21 年 4 月には、県内初の中核都市へと移行した。さらに、同年 5 月には、富士見村と合併し、人口約 34 万人の都市となったが、その後、人口の減少傾向が続いている。

本市は、群馬県の中央部よりやや南に位置し、東京から北西約 100km の地点にある。市域の北部は、上毛三山の雄、赤城山に至り、北から南に向かって緩やかな傾斜となっている。中央部から南部にかけては、海抜 100m 前後の関東平野の平坦地が広がり、本市を両分する形で南流する利根川の両岸に市街地が開けている。古くから東国の中心として栄え、明治時代には製糸業、戦後は積極的な工場誘致と土地区画整理事業が市の発展を支えてきた。

本市の交通網は、西部を関越自動車道、南部を東西に北関東自動車道が通っており、中心部に国道 17 号と 50 号、北部には国道 353 号が通っている。

本市の産業構造は、その大半がサービス業、卸売・小売業、製造業で構成されている。中でも製造業については、食料品や家具・装備品、金型等金属製品、業務用機械などに特化しているのが特徴である。

本市の農林水産業は、産業構造全体に占める総生産額は小さいものの、農業産出額は全国有数となっており、首都圏への農畜産物の供給基地となっている。

本市のごみ排出量は、過去 5 年間、約 11.7 万～11.3 万 t で推移している。

なお、家庭ごみの一人 1 日あたりの排出量でみると、平成 28～30 年度で減少傾向にあったが、令和元年度に増加に転じ、その後令和 2 年度は微増傾向にある。また、事業系ごみ量は、平成 28 年度以降減少傾向にある。

従って、全体のごみ量としては、平成 30 年度までは減少傾向にあったが、令和元年度から微増に転じているため、今後もより一層のごみ減量化の推進に努めていく。

家庭ごみについては、分別の徹底や、紙・衣類等、廃食用油などの拠点回収を充実させることなどにより、資源化を促進する。また、事業系ごみに対しては、事業系食品ごみの減量の取り組みを紹介して消費者の意識啓発を図るための「食べきり協力店登録制度」などにより、減量化を促進する。

可燃ごみの処理は、六供清掃工場にて行っており、六供清掃工場では今後も引き続きごみの減量化や焼却残渣の資源化を検討していく。

不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理は、荻窪清掃工場、びん選別処理施設、富士見クリーンステーション及びペットボトル選別処理施設で行っているが、いずれの施設も稼働後 20 年以上が経過しており、一体的に処理し、効率的な資源化と残渣の減量化が図れる施設を整備する必要がある。

また、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）に対する理解や協力を得るための啓発・普及機能を有する施設が求められる。

これらの点を踏まえ、新たな資源化施設の整備に向けた検討を行っていく。

最終処分場については、排出抑制、分別収集の徹底及び焼却灰の資源化などによる埋立量の減量化に努め、現有施設の延命化を図っていくとともに、新最終処分場の整備を進めていく。

また、生活雑排水未処理世帯及び公共下水道への接続が困難な世帯を対象として、合併処理浄化槽の設置を促進していく。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

県では、平成 11 年 3 月に、「群馬県ごみ処理施設適正化計画」を策定し、県内を 9 ブロック圏域に区分して、ダイオキシン類対策や各種リサイクルの推進など、ごみ処理の広域化の方向性を示した。

その後、「第 1 次群馬県廃棄物処理計画」（平成 14 年 3 月）を策定し、循環型社会形成推進方策を示し、市町村の一般廃棄物処理基本計画等と連携していくことなどを示した、「第 2 次群馬県廃棄物処理計画」（平成 18 年 3 月）を策定した。

平成 17 年度には、国により「循環型社会形成推進交付金」制度が創設され、その後、社会情勢の変化を踏まえ、県では、今後の広域化の方向性を示す、「群馬県一般廃棄物処理マスタープラン（県広域化計画）」（平成20年1月）を策定し、その中で本市は、旧富士見村と併せて、「前橋ブロック」として位置づけられた。なお、本市は、平成 21 年 5 月に、旧富士見村と合併した。

これにより、国の広域化方針や平成 29 年 3 月に策定された「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」で推奨する、広域的なごみ処理体制の構築は図られており、今後も県計画の指針にあわせていくとともに、災害・事故時に備えた広域連携の強化に努めていく。

また、３か所で稼働していた焼却施設は、大胡、亀泉清掃工場を休止とし、延命化工事を行った六供清掃工場に一元化した。不燃・粗大ごみ処理施設の次期施設整備に際しては、びん選別施設・ペットボトル選別施設を含めた集約化を検討していく。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

市民がプラスチック使用製品の使用を合理化しプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、市が発行するごみ収集カレンダーや広報誌、ホームページ等で啓発・情報提供を行うとともに、環境美化推進員（後出３(1)キの項中「市民参加型の啓発事業の推進」の記述を参照）とも連携して排出量の削減や適正排出を呼びかけていく。

なお、プラスチック資源のうち、プラスチック使用製品廃棄物については当面、可燃ごみとして焼却処分を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行うものとする。プラスチック容器包装廃棄物については、引き続き分別収集を実施し、荻窪清掃工場で選別・圧縮梱包後に指定法人に引き渡して再商品化していく。

２　循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和２年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図１のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、113,077 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 21,515 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は、19.0％である。

中間処理による減量化量は 80,273 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 75.3％が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 10.6％に当たる 11,289 トンが埋め立てられている。なお、中間処理量のうち、焼却量は 88,749 トンである。

また、六供清掃工場では、工場内で発生する高温水を、六供温水プール施設内の熱交換器により、プール・シャワー・暖房等に利用しており、併せて売電も実施している。

図１　一般廃棄物の処理状況フロー（令和２年度）

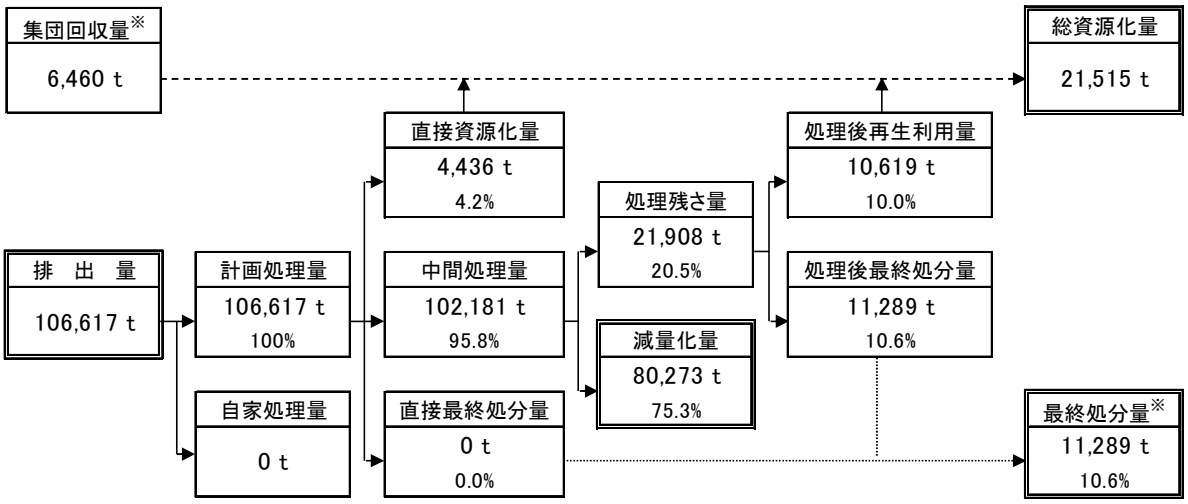

※集団回収には、拠点回収分は含まない。

※最終処分量には、浚渫土及び水処理汚泥を含む。

(2) 生活排水の処理の現状

令和 2 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 334,535 人であり、汚水衛生処理人口（令和 2 年度現在、現に汚水処理施設に接続されている人口、以下同様。）は、302,435 人、汚水衛生処理率 90.4%である。

し尿発生量は、3,756 kl/年、浄化槽汚泥発生量は、31,978 kl/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は、35,734 kl/年である。

図 2　生活排水の処理状況フロー（令和 2 年度）

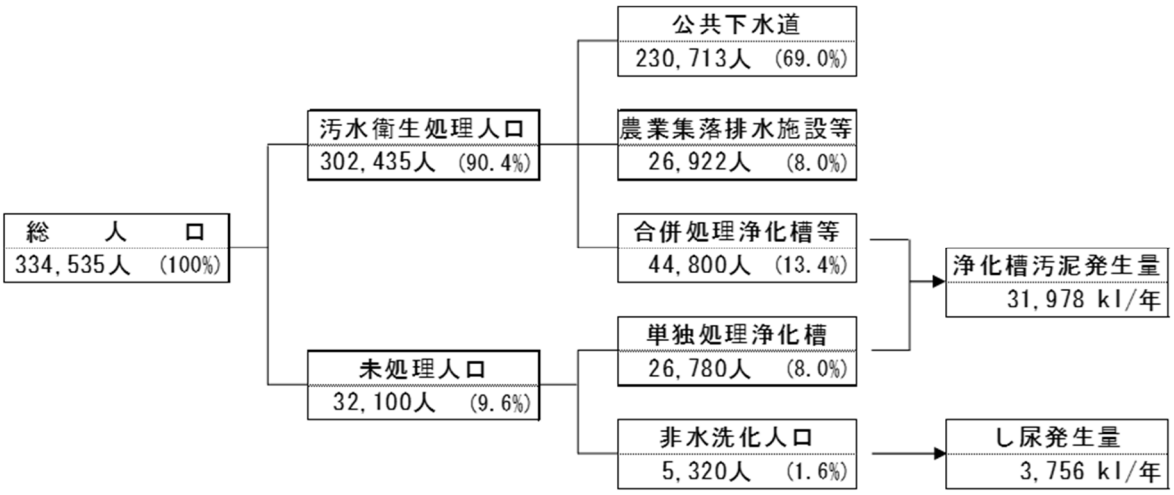

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表１のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表１　減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状（割合*1）（令和2年度）			目標（割合*1）（令和9年度）		
排出量	事業系　総排出量	23,140	トン		21,954	トン	−5.1%
	1事業所当たりの排出量*2	1.29	トン/事業所		1.23	トン/事業所	−4.7%
	生活系　総排出量	83,477	トン		68,818	トン	−17.6%
	1人当たりの排出量*3	215.7	kg/人		180.1	kg/人	−16.5%
	合　計　事業系家庭系排出量合計	106,617	トン		90,772	トン	−14.9%
再生利用量	直接資源化量	4,436	トン	(4.2%)	4,331	トン	(4.8%)
	総資源化量	21,515	トン	(19.0%)	24,270	トン	(25.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量）	19,181	MWh		16,028	MWh	
減量化量	中間処理による減量化量	80,273	トン	(75.3%)	63,699	トン	(70.2%)
最終処分量	埋立最終処分量	11,289	トン	(10.6%)	9,110	トン	(10.0%)

※罹災は、家庭系総排出量に含んでいる。

※１　排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。ただし、総資源化量は、排出量と集団回収量、拠点回収量の和に対する割合。

※２　（1 事業所当たりの排出量）＝｛（事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量）｝/（事業所数）
事業所数＝R9＝R2 とした。（17,893 事業所）

※３　（1 人当たりの排出量）＝｛（生活系ごみの総排出量）－（生活系ごみの資源ごみ量）｝/（人口）

※４　目標値は、前橋市一般廃棄物処理計画を基に推計

《指標の定義》

排　出　量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：ＭＷｈ〕

減　量　化　量：中間処理量と処理後の残渣量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

図３　目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和９年度）

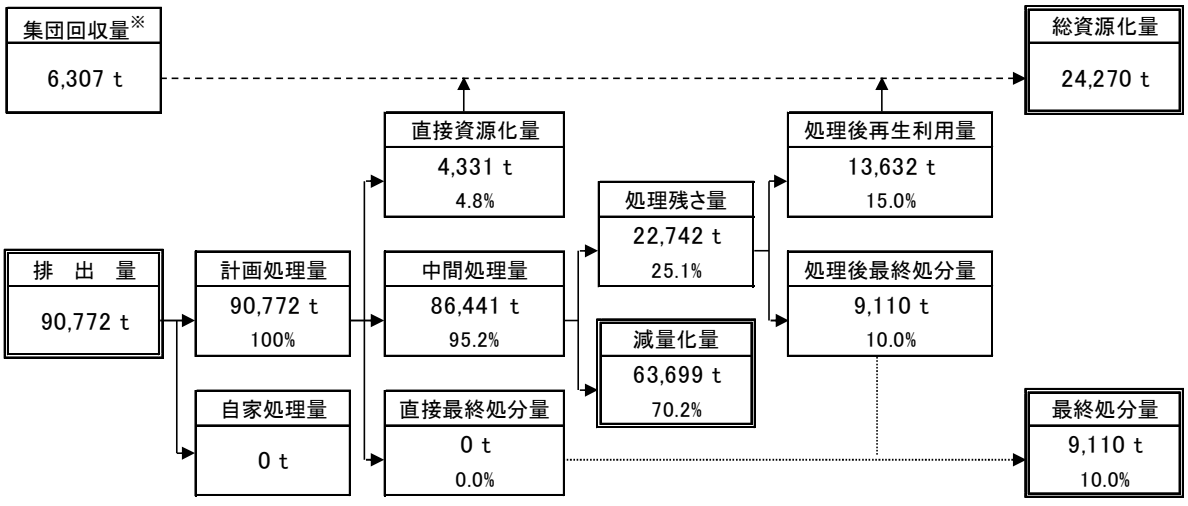

※集団回収には、拠点回収分は含まない。

※最終処分量には、浚渫土及び水処理汚泥を含む。

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

目標年のフロー図は、図 4 に示すとおりである。

表 2　生活排水処理に関する現状と目標

		令和 2 年度実績	令和 9 年度目標
処理形態別人口	公共下水道人口	230,713 人　(69.0%)	221,909 人　(69.0%)
	農業集落排水施設等人口	26,922 人　(8.0%)	29,784 人　(9.3%)
	合併処理浄化槽等人口	44,800 人　(13.4%)	53,890 人　(16.8%)
	未処理人口	32,100 人　(9.6%)	15,938 人　(5.0%)
	合　　計	334,535 人	321,521 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,756 ｷﾛﾘｯﾄﾙ	3,412 ｷﾛﾘｯﾄﾙ
	浄化槽汚泥量	31,978 ｷﾛﾘｯﾄﾙ	31,207 ｷﾛﾘｯﾄﾙ
	合　　計	35,734 ｷﾛﾘｯﾄﾙ	34,619 ｷﾛﾘｯﾄﾙ

図 4　目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和 9 年度）

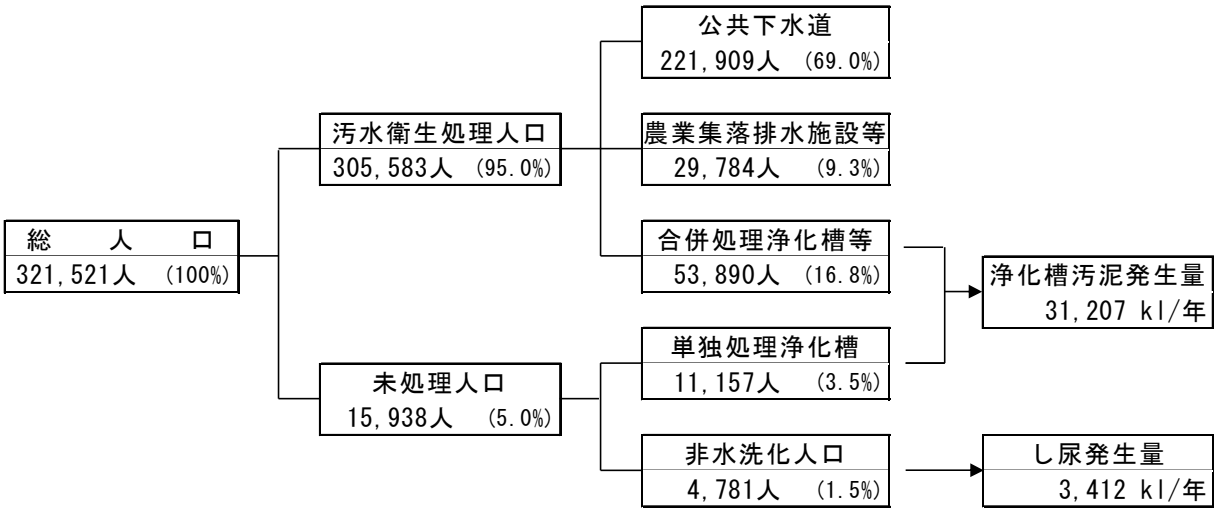

3　施策の内容

(1)　発生抑制、再使用の推進

ア　有料化

ごみ処理の有料化について、ごみの減量化及び資源化を進める中で、公平な社会的コスト負担について市民意識の醸成を図りながら導入について研究していく。

イ　有価物集団回収の積極的な支援

ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、市民意識の向上に資するため、自治会や子供会等の住民団体が自主的に取り組む有価物集団回収を奨励し、実施団体の拡大を図る。

また、啓発活動の強化を行いながら、実施団体の回収量の増量を目指していく。（令和 2 年度実績：回収量 6,460 トン）

ウ　資源回収の充実

紙・衣類等は、公共施設や商業施設へ「リサイクル庫」を設置し、拠点回収を実施（令和 2 年度回収量：1,191 トン）している。

この「リサイクル庫」は、平成 17 年度から順次設置し、現在、公共施設 27 か所、商業施設 1 か所、計 28 か所を運用している。（衣類等の回収は平成 23 年度から）。

さらに、紙は平成 24 年 10 月から、衣類等は平成 26 年 4 月から全市域でステーション方式による収集を開始した。（令和 2 年度回収量：3,114 トン）

使用済小型家電は、部品等に使用されているレアメタル（希少金属等）の有効利用のため、平成 25 年 10 月から市役所、市民サービスセンターなどの公共施設 18 か所と、家電量販店 2 か所の計 20 か所へ「使用済小型家電回収ボックス」を設置し、拠点回収を開始した。その後、公共施設や商業施設に増設を行い、令和 2 年度は、22 か所に設置した。

（令和 2 年度回収量：49 トン）

廃食用油は、燃料等として有効利用するため、平成 26 年 9 月から公共施設 17 か所へ「廃食用油回収ボックス」を設置し、拠点回収を開始した。（令和 2 年度回収量：9 トン）

在宅医療廃棄物のうち医療用注射針は、安全で適切な処理を図るため、平成 27 年 2 月から医療機関及び薬局を通じた拠点回収を開始した。

＜リサイクル庫の設置場所＞（紙・衣類等）		
1 六供清掃工場	2 公園管理事務所	3 大胡支所
4 宮城支所	5 粕川支所	6 富士見支所
7 城南支所	8 南橘市民サービスセンター	9 桂萱市民サービスセンター
10 上川淵氏市民サービスセンター	11 下川淵市民サービスセンター	12 芳賀市民サービスセンター
13 元総社市民サービスセンター	14 総社市民サービスセンター	15 永明市民サービスセンター
16 東市民サービスセンター	17 前橋市役所	18 水道局
19 総合福祉会館	20 前橋市保健センター	21 南消防署
22 しんしん大渡温水プール・トレーニングセンター	23 ヤマト市民体育館前橋	24 児童文化センター
25 東部共同調理場	26 西部共同調理場	27 市立前橋高等学校
28 けやきウォーク前橋		

＜回収ボックスの設置場所＞（使用済小型家電）		
1 前橋市役所	2 大胡支所	3 宮城支所
4 粕川支所	5 富士見支所	6 城南支所
7 上川淵市民サービスセンター	8 下川淵市民サービスセンター	9 芳賀市民サービスセンター
10 桂萱市民サービスセンター	11 東市民サービスセンター	12 元総社市民サービスセンター
13 総社市民サービスセンター	14 南橘市民サービスセンター	15 清里市民サービスセンター
16 永明市民サービスセンター	17 総合福祉会館	18 ﾍﾞｲｼｱ電器前橋ﾓｰﾙ店
19 ﾍﾞｲｼｱ電器前橋みなみﾓｰﾙ店	20 前橋プラザ元気 21	21 ﾍﾞｲｼｱ前橋ふじみﾓｰﾙ店
22 ｶﾞｰﾃﾞﾝ前橋		

＜回収ボックスの設置場所＞（廃食用油）		
1 前橋市役所	2 大胡支所	3 宮城支所
4 粕川支所	5 富士見支所	6 城南支所
7 上川淵市民サービスセンター	8 下川淵市民サービスセンター	9 芳賀市民サービスセンター
10 桂萱市民サービスセンター	11 東市民サービスセンター	12 元総社市民サービスセンター
13 総社市民サービスセンター	14 南橘市民サービスセンター	15 清里市民サービスセンター
16 永明市民サービスセンター	17 総合福祉会館	

エ　生ごみの堆肥化の推進

生ごみの水切りダイエット等を奨励し、生ごみの発生抑制・減量化を進める。

また、周辺環境に配慮しながら、生ごみ処理容器による堆肥化などが可能なところでは、自己処理によるごみ減量の推進を図るとともに、電動式生ごみ処理機等のごみ減量化器具購入に対する助成を継続し、減量・資源化の促進に向けた支援策を講じる。

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>助成金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">種類</td><td>電動式生ごみ処理機</td><td>購入費の 2 分の 1　（限度額　10,000 円）
令和 2 年度　49 基助成</td></tr>
<tr><td>生ごみ処理容器</td><td>購入費の 2 分の 1　（限度額　3,000 円）
令和 2 年度　7 基助成</td></tr>
<tr><td colspan="3">対象世帯（1 基/世帯まで）
・前橋市に住所があり、現に居住している。
・申請するごみ減量化器具を、居住している敷地内に設置し、家庭から出た生ごみを処理するために使用している。
・過去 5 年間、本人または同一世帯の方が、ごみ減量化器具購入費に関する助成金を受けていない。</td></tr>
</table>

オ　事業者によるごみ減量・資源化の推進

事業者に対し、「広報まえばし」やホームページ、ごみ分別アプリ等による周知など、さまざまな機会をとらえ、事業系ごみの適正排出指導と、減量化や資源化の取組の呼びかけを、今後も行う。

また、ごみ減量・資源化に取り組む活動に関する情報を、事業者間で共有できるような仕組みづくりに努める。

■食品ごみの減量化の促進

事業者から排出される食品ごみの減量化を進め、食品ロスを削減するために、食べ残しの削減等に取り組む市内の飲食店や宿泊施設等を「食べきり協力店」として登録し、さらに、その取組を広く紹介することにより、食べ残しを減らすための市民の意識高揚を図る。（令和 2 年度登録店舗数：49 店舗）

カ　許可業者への協力依頼

収集運搬業の許可業者に対し、講習会や研修会等を通じて適正排出・リサイクル等の重要性に関する理解を深めていただくとともに、事業者等に対しても適性排出に関する助言を行うなど、許可業者の適正な収集運搬に協力する。

また、近年、事業系ごみの排出量が減少傾向にあるものの、更なる減量化を図るため、許可業者の収集実態を把握し、許可業者から事業者へ分別の徹底を促すなど、指導・育成に努める。

キ　市民意識の醸成と啓発

市民が自ら率先してごみの減量・資源化等の活動に取り組むことができるよう、自治会や関係団体等と連携しながら市民意識の醸成を図っていく。

また、ごみの減量・資源化や環境問題全般に関する情報提供、説明会等により、ごみの発生抑制と減量・資源化に向けた意識改革・広報・指導を推進する。

■市民参加型の啓発事業の推進

自治会ごとに環境美化推進員を委嘱し、地域における分別・リサイクルのリーダーであるとともに、地域と行政とのパイプ役として位置付け、その活動を通じて市民参加を進めながら、前橋市廃棄物減量等推進審議会の開催等により、市民の意見を啓発事業に取り入れる機会を増やしていく。

さらに、自治会、ＰＴＡ、学校、生涯学習グループ等を対象としたごみの減量・資源化に関する出前講座、説明会、清掃施設見学会等を開催し、積極的に取り組んでいく。

◇環境美化推進員による市民啓発	◇清掃工場等の施設見学
◇ごみ減量・ﾘｻｲｸﾙ講座（出前講座）	
◇３Ｒバスツアー	◇リユース食器利用費補助

■自治会・協力団体と連携した意識啓発の強化

自治会や協力団体と連携し、地域や団体の特性に合わせたごみの減量・資源化に関する意識啓発を強化する。

そのため、意識啓発に必要な看板や啓発物品等の作成・提供を行うとともに、不用品交換会など地域における「ごみ減量・資源化に関する地域の新規イベント」をバックアップしていく。

◇チラシや看板等、自治会や協力団体が啓発のために利用する素材をホームページ等で提供
◇地域の実情に合わせた啓発チラシ･看板等の提供
◇幼児向け紙芝居・貸し出し

■学校、他機関との連携の推進

各学校単位で、ごみの減量・資源化をテーマにした講座や清掃工場見学会など、学校教育と連携したプログラムを実施するとともに、生涯学習としてのプログラムも実施する。

◇市保健センターで開催する「ハローベビークラス」の待ち時間を利用して啓発

■ＰＲ・啓発の推進

ごみの減量・資源化を一層推進するため、「広報まえばし」やホームページ等を活用し、積極的に意識啓発を行う。

具体的には、ごみの分別区分や排出量などの基礎情報に加え、資源として回収した物がどのようにリサイクルされるのか、また、発生抑制や資源の分別がなぜ必要なのか、そのメリットなども盛り込み、市民に伝えていく。

また、家庭ごみ減量をより推進するために平成 25 年度から実施してきた「G活チャレンジ！100～もう多いなんて言わせない！ステキにごみダイエット」を開始し、平成 28 年度からは「第２次G活チャレンジ！　ステキにごみダイエット」として実施し、令和 3 年度以降も同様の取組みを行っていく。

ク　生活排水に対する発生・排出管理の徹底

公共用水域の水質汚濁防止の観点から、市街化調整区域で農業集落排水区域を除く一部地域を浄化槽処理促進区域に指定し、浄化槽設置補助制度の活用と併せて、浄化槽処理区域内の転換促進を行うとともに、浄化槽設置者が適正な管理を行うよう指導に努める。

ケ　中間処理における減量・資源化の実施

容器包装リサイクル法に示されている品目などの分別排出を図り、法に則した適切な処理を実施する。

ガラスびん・空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙・衣類を中心に資源ごみを分別収集し、選別保管、圧縮減容処理や問屋へ売却することで、資源化を図る。

コ　資源化施設の整備に向けた検討

ごみ減量・資源化を一層推進するためには、市民及び事業者自らの積極的な取り組みが重要であるが、これらの活動の活性化を図るため、ごみ減量・資源化に関する情報提供、市民の意識啓発及びごみ減量・資源化活動の拠点となる資源化設備の整備に向けた検討を行う。

(2) 処理体制

ア　生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 3 のとおりである。

分別区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、危険ごみ、有害ごみ（蛍光管、体温計・乾電池）、資源ごみ（プラスチック製容器包装、びん、缶、ペットボトル、紙、衣類等、使用済小型家電、廃食用油）、在宅医療廃棄物の7種類15分別としている。

現在、可燃ごみや荻窪清掃工場から発生する可燃物は、六供清掃工場で焼却処理している。

また、不燃ごみ及び粗大ごみ（処理委託分を除く）は、荻窪清掃工場、富士見クリーンステーションで破砕処理を行い、アルミ、スチール、可燃物及び不燃物に選別し、選別したアルミ、スチールは資源化を図っている。ガラスびんは、びん選別処理施設、空き缶は、荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーションで選別処理を行っている。ペットボトルは、ペットボトル選別処理施設で、プラスチック製容器包装は、荻窪清掃工場で選別・圧縮減容処理を行っている。使用済みの乾電池や蛍光管、スプレー缶などの危険ごみ、有害ごみは、民間処理業者に処理を委託している。

最終処分に関しては、現在、ごみ焼却施設の焼却灰及び荻窪清掃工場等の破砕不燃物は、前橋市最終処分場及び富士見最終処分場で埋立処分を行っている。最終処分に当たっては、適正な維持管理を行うとともに、周辺の環境保全・公害防止に努める。なお、排出抑制と分別収集の徹底を図るとともに、引き続き焼却灰の資源化を推進するなど、埋立量の減量化・減容化に努め、現有施設の延命化を図ると同時に、次期最終処分場の建設について計画を進めている。

イ　事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在、事業系一般廃棄物は、本市が許可した一般廃棄物処理業者に処理を委託するか、もしくは直接清掃工場へ搬入し、10kg につき 180 円にて処理を行っている。

今後、前橋市一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月策定、令和 2 年度改訂）に基づき、事業系ごみの減量に努め、事業系一般廃棄物減量等計画書等を参考に、事業系ごみの発生抑制を実施する。

ウ　一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物については、本市では現在、処理していないため、今後も引き続き処理を行わない。ただし、前橋市水質浄化センターから排出される燃えがらにあっては、緊急時のみ受入を行う。

エ　生活排水処理の現状と今後

し尿及び浄化槽汚泥については、現在、し尿処理施設及び浄化槽汚泥処理施設で処理し、水質浄化センターの汚泥炭化施設で脱水汚泥の炭化処理を行い、燃料として再利用している。

今後のし尿処理施設及び浄化槽汚泥処理施設の更新については、水質浄化センターの更新に併せてし尿・浄化槽汚泥と下水の共同処理を行う施設として更新事業を進めている。

オ　今後の処理体制の要点

◇可燃ごみの処理は、六供清掃工場で行う。
◇延命化工事を実施した六供清掃工場については、長寿命化計画（施設保全計画）に基づき、長期間にわたる適正処理と熱回収を図る。
◇不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみは、今後も適正管理を推進する。
◇最終処分に関しては、今後も適正処分、適正管理を推進する。
◇一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物は、今後も引き続き処理を行わない。ただし、前橋市水質浄化センターから排出される燃えがらにあっては、緊急時のみ受入を行う。
◇し尿・浄化槽汚泥等の脱水後、炭化施設で脱水汚泥の炭化処理を行い、燃料として利用をすることで、汚泥の減容化及び資源化を進める。

表3　ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状　（令和2年度）					
分別区分		処理方法	処理施設等		処理実績（トン）
			一次処理	二次処理	
可燃ごみ		焼却	六供清掃工場	焼却灰・飛灰 前橋市最終処分場 富士見最終処分場	88,749
不燃ごみ		破砕選別	荻窪清掃工場 富士見クリーンステーション	可燃残渣 六供清掃工場	3,230
粗大ごみ					3,429
有害ごみ					212
危険ごみ				不燃残渣 前橋市最終処分場 富士見最終処分場	226
資源物	空き缶				883
	プラ容器				2,065
	ガラスびん	リサイクル	びん選別処理施設	資源物 民間業者	2,414
	ペットボトル		ペットボトル選別処理施設		923
	紙		有価物集団回収 拠点回収 ステーション回収		10,151
	衣類等				718
	使用済小型家電		拠点回収・宅配便回収		49
	廃食用油		拠点回収		9
在宅医療廃棄物		焼却	六供清掃工場	最終処分場	0
その他のごみ			清掃工場		18
合計					113,077

今後　（令和9年度）					
分別区分		処理方法	処理施設等		処理実績（トン）
			一次処理	二次処理	
可燃ごみ		焼却	六供清掃工場	焼却灰・飛灰 前橋市最終処分場 富士見最終処分場	74,188
不燃ごみ		破砕選別	荻窪清掃工場 富士見クリーンステーション		2,605
粗大ごみ				可燃残渣 六供清掃工場	3,035
有害ごみ					183
危険ごみ				不燃残渣 前橋市最終処分場 富士見最終処分場	194
資源物	空き缶				862
	プラ容器				2,017
	ガラスびん	リサイクル	びん選別処理施設	資源物 民間業者	2,408
	ペットボトル		ペットボトル選別処理施設		901
	紙		有価物集団回収 拠点回収 ステーション回収		9,911
	衣類等				701
	使用済小型家電		拠点回収・宅配便回収		48
	廃食用油		拠点回収		9
在宅医療廃棄物		焼却	六供清掃工場	最終処分場	0
その他のごみ			清掃工場		17
合計					97,079

注）1. 令和9年度の「有害ごみ」、「危険ごみ」の内訳は、令和2年度の総ごみ排出量に対する按分割合にて算出した。
2. 「その他のごみ」は、罹災ごみ。
3. 端数処理のため合計は、図１又は図３の合計値（集団回収量＋排出量）と一致しない。

(3) 処理施設等の整備

ア　廃棄物処理施設

前述(2)の表 3 に示す分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 4 のとおり必要な施設整備を行う。

表 4　整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 （全体事業期間）	国土強靭化	プラ要件化の経過措置の適用事業
1	最終処分場 前橋市新最終処分場（予定）	前橋市新最終処分場整備事業	約 211,000 ㎥	小坂子町字別所地内ほか	(R12～ R15)	－	○
2	マテリアルリサイクル推進施設 前橋市新資源化施設（予定）	前橋市新資源化施設整備事業	約 60ｔ/日	未定	(R14～ R16)	－	○

（整備理由）

事業番号 1　既存最終処分場の残余容量の逼迫

事業番号 2　施設の老朽化、分散施設の集約化等

イ　合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 5 のとおり行う。

表 5　合併処理浄化槽への移行計画

事業名	直近の整備済基数（基） （令和 2 年度）	整備計画基数 （基）	整備計画人口 （人）	事業期間	国土強靭化
浄化槽設置整備事業	55	390	1,405	R4～R8	－
公共浄化槽等整備推進事業	－	－	－	－	－
その他地方単独事業	0	－	－	－	－
合計	55	390	1,405	－	－

(4) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に先立ち、表 6 のとおり計画支援事業を行う。

表 6　実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間	プラ要件化の経過措置の適用事業
31	前橋市新最終処分場整備事業（事業番号 1）に係る基本計画	・基本計画	(R2)～R4	○
	前橋市新最終処分場整備事業（事業番号 1）に係る基本設計	・基本設計	R6～R7	○
	前橋市新最終処分場整備事業（事業番号 1）に係る地質調査	・地質調査	R6～R7	○
	前橋市新最終処分場整備事業（事業番号 1）に係る生活環境影響調査	・生活環境影響調査	R8～(R9)	○
	前橋市新最終処分場整備事業（事業番号 1）に係る用地測量	・用地測量	R8～(R9)	○
	前橋市新最終処分場整備事業（事業番号 1）に係る実施設計及び発注仕様書の作成	・実施設計及び発注仕様書の作成	(R10)～(R11)	○
32	前橋市新資源化施設整備事業（事業番号 2）に係る集約化調査	・建設候補地可能性調査 ・基本構想	R8～(R9)	○
	前橋市新資源化施設整備事業（事業番号 2）に係る基本計画	・基本計画	(R10)	○
	前橋市新資源化施設整備事業（事業番号 2）に係る基本設計	・基本設計	(R11)	○
	前橋市新資源化施設整備事業（事業番号 2）に係る測量地質調査、生活環境影響調査及び発注仕様書の作成	・測量地質調査、生活環境影響調査及び発注仕様書の作成	(R12)～(R13)	○

※事業期間が本計画期間（R4～R8）を超過するものについては、（ ）で表している。

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア　再生利用品の需要拡大事業

本市では、現在、焼却灰の一部は民間委託し、溶融スラグ化やセメント化による資源化を行っており、それ以外は埋立処分している。

今後、焼却灰の溶融スラグ化やセメント化を推進していくことで、引き続き埋立量の減量化・減容化に努め、最終処分場の延命化を図る。

イ　不法投棄対策

不法投棄の防止のため、監視やパトロールの強化、県や警察との連携を図り、不法投棄への厳格な対応と未然防止への取り組みを実施していく。

ウ　災害時の廃棄物処理に関する事項

本市において想定される大規模自然災害により発生する災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、国・県の指針や計画、本市地域防災計画等と整合を図るとともに、災害廃棄物処理に係る方針や必要事項をまとめた「前橋市災害廃棄物処理計画」を令和３年３月に策定した。

平成 25 年 5 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」においては、災害対策の強化として、「大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが重要である」と記されており、本市においても同様の方針で整備を検討する。

なお、焼却炉の事故等による施設の稼動停止や自然災害による処理量増加により、ごみ処理施設の処理能力が限界を超えるなどの緊急時においては、高崎市と相互のごみ処理施設の支援体制を確保するために「一般廃棄物の相互処理に関する協定」を平成 13 年 3 月に、本市、桐生市及び伊勢崎市との 3 者による「一般廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定」を令和 2 年 12 月に締結している。

また、甚大な災害の発生により、本市だけでは対応できない状況においては、「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書」に基づき、群馬県及び関係機関と連携を図り、災害廃棄物の処理体制を構築する。

エ　適正処理困難物等の処理

適正処理困難物、感染性一般廃棄物、排出禁止物など、市民及び事業者にとって適正な処理が困難と考えられるものについては、市は市民及び事業者への協力依頼やＰＲ等により適正な処理の確保を図る。

オ　関係機関との連携

行政内の体制を整備し、関係機関との連携を図り、効率的な事務運営に努める。また、国・県及び他市町村との連携を図る。

カ　組織体制の見直し

効率的な収集車両基地の配置、ごみ減量・資源化施策の推進、廃棄物処理施設の整備など、ごみ処理事業の合理的な運営が行えるよう組織体制の見直しを図る。

キ　ごみ集積場所の適正な設置及び管理

ごみ集積場所は、今後とも自治会等が利用者と協議の上設置することを原則とするが、その際、地元での協議が円滑に進むよう、ごみ集積場所の適正な設置を支援する。

また、市民によるごみ集積場所の適正な管理を徹底し、快適な住環境の確保をするため、環境美化推進員や地域活動団体、地区自治会などを中心としたＰＲ・啓発に努める。

なお、適正管理を図るため、環境美化推進員を通じて地域活動団体、地区自治会などとの連携強化を図り、地区自治会によるごみ集積場所の適正管理を促したり、環境美化推進員を通じた実態把握や、他都市事例の調査研究を行うなどして、これらの情報提供を行う。

ク　情報管理の効率化・円滑な情報提供の推進

ごみの発生、収集運搬、処分、資源化に関する各所管から集められた情報について、一括した管理を行い、共通の情報を各所管が共有できるよう、庁内の連携強化に努める。

また、市民及び事業者に対してごみ処理事業への理解と協力が得られるよう、ホームページ等を活用した迅速に情報提供を行う体制を維持管理する。

ケ　審議会等の設置と運営

一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する重要事項を調査審議するため、市長の諮問機関としての前橋市廃棄物減量等推進審議会を活用し、市民参加の一形態として、その運営を行う。

また、地域活動団体との連携を図るため、市民による分別・リサイクル推進組織としての環境美化推進員制度を活用する。

4　計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等をふまえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添　　付　　書　　類

様式１

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表１（令和３年度）

１ 地域の概要

(1)地域名	前橋市	(2)地域内人口	333,843人	(3)地域面積	311.59㎢
(4)構成市町村等名	前橋市	(5)地域の要件*	(人口)面積　沖縄　離島　奄美　豪雪、山村　半島　過疎　その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

２ 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 / 年		過去の状況・現状（排出量等に対する割合）						目　標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和9年度
排出量	事業系　総排出量(トン)	26,898	24,991	24,231	24,393	23,140	24,120	21,954(R3比-9.0%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.64	1.53	1.42	1.36	1.29	1.35	1.23(R3比-8.9%)
	生活系　総排出量(トン)	81,347	80,625	80,223	80,856	83,477	81,397	68,818(R3比-15.5%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	207.6	206.4	205.8	208.9	215.7	243.8	180.1(R3比-26.2%)
	合計　事業系生活系の総排出量合計(トン)	108,245	105,617	104,453	105,250	106,617	105,517	90,772(R3比-14.0%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	4,312(4.0%)	4,285(4.1%)	4,061(3.9%)	4,055(3.9%)	4,436(4.2%)	4,617(4.4%)	4,331(4.8%)
	総資源化量(トン)	23,243(19.8%)	24,436(21.4%)	23,286(20.7%)	22,589(20.0%)	21,515(19.0%)	21,216(19.0%)	24,270(25.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量　MWH）	14,470	10,309	6,158	14,781	19,181	18,617	16,028
	（年間の熱利用量　GJ）	－	－	－	－	－	－	－
減量化量	減量化量(中間処理前後の差　トン)	82,147(75.9%)	79,953(75.7%)	78,896(75.5%)	79,658(75.7%)	80,273(75.3%)	77,993(73.9%)	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	12,042(11.1%)	9,962(9.4%)	10,471(10.0%)	10,752(10.2%)	11,289(10.6%)	10,695(10.1%)	9,110(10.0%)

※　別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。(添付資料2)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3　一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1)現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
焼却施設	六供清掃工場	前橋市	連続式ストーカ炉	405t/日	H3.10			0.5～3m 近隣市との災害協定	
焼却施設	亀泉清掃工場	前橋市	機械化バッチ式ストーカ炉	25t/8h	S52.12	R2.1　休止	未定	浸水想定なし	
焼却施設	大胡ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	前橋市	連続式ストーカ炉	108t/日	H2.4	R1.9　休止	未定	浸水想定なし	
不燃・粗大・資源物処理施設	資源選別施設(荻窪清掃工場)	前橋市	併用式5種分別	破砕:83t/5h プラ:16t/5h	H4.4	R17.3　廃止予定	未定	浸水想定なし	
不燃・粗大・資源物処理施設	びん選別処理施設	前橋市	3色手選別	18t/5h	H8.4	R17.3　廃止予定	未定	浸水想定なし	
不燃・粗大・資源物処理施設	ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ選別処理施設	前橋市	圧縮減容	4t/5h	H12.9	R17.3　廃止予定	未定	浸水想定なし	
不燃・粗大・資源物処理施設	粗大ごみ処理施設(富士見ｸﾘｰﾝｽﾃｰｼｮﾝ)	前橋市	資源ごみ:破袋＋選別 粗大ごみ:破砕＋選別	18t/5h	H10.4	R17.3　廃止予定	未定	浸水想定なし	
最終処分場	前橋市最終処分場	前橋市	セル＆サンドイッチ方式	383,000㎥	H16.3			浸水想定なし	
最終処分場	富士見最終処分場	前橋市	サンドイッチ方式	59,080㎥	H9.4			浸水想定なし	
し尿関係施設	し尿処理施設	前橋市	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理	33kl/日	H10.3			0.5～3m 近隣市との災害協定	
し尿関係施設	し尿浄化槽汚泥処理施設	前橋市	固液分離活性汚泥処理＋高度処理	87kl/日	S63.3			0.5～3m 近隣市との災害協定	
し尿関係施設	汚泥焼却炉	前橋市	乾燥段付流動床焼却炉	30.6t/日	S62.4	H24.12　休止	未定	浸水想定なし	
し尿関係施設	汚泥溶融炉	前橋市	旋回流式直接溶融炉	49.2t/日	H8.4	H23.6　休止	未定	浸水想定なし	
し尿関係施設	汚泥処理施設	前橋市	高温炭化	25t/日×2炉	H29.3			浸水想定なし	

(2)更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び解体施設の名称	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
マテリアルリサイクル推進施設	前橋市新資源化施設	前橋市	未定	約60t/日	R17.3	施設の老朽化等	無	予定地決定前	－	
最終処分場	前橋市新最終処分場	前橋市	セルアンドサンドイッチ方式	約211,000㎥	R16.3	残余容量の逼迫	無	浸水深　無	－	

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（添付資料 4）

４　生活排水処理の現状と目標

指標・単位 ＼ 年度		過去の状況・現状					目標
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和9年度
総人口		338,127	337,579	336,641	335,360	334,535	321,521
公共下水道	汚水衛生処理人口	229,999	230,844	231,285	230,999	230,713	221,909
	汚水衛生処理率	68.0%	68.4%	68.7%	68.9%	69.0%	69.0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	26,793	26,788	26,894	26,922	26,922	29,784
	汚水衛生処理率	7.9%	7.9%	8.0%	8.0%	8.0%	9.3%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	36,166	40,480	41,424	42,144	44,800	53,890
	汚水衛生処理率	10.7%	12.0%	12.3%	12.6%	13.4%	16.8%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	45,169	39,467	37,038	35,295	32,100	15,938
	汚水衛生未処理率	13.4%	11.7%	11.0%	10.5%	9.6%	5.0%

※別添資料として、指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付資料２）

５　浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	前橋市	7,136 基	33,728 人	H9.4	390 基	1,405 人	R9	R4～R8

様式２

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表２（令和４年度）

事業種別 / 事業名称	事業番号	事業主体名称	規模	単位	事業期間 交付期間 開始	終了	総事業費（千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	交付対象事業費（千円）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
○浄化槽に関する事業							211,100	42,220	42,220	42,220	42,220	42,220	205,340	41,068	41,068	41,068	41,068	41,068	
浄化槽設置整備	3	前橋市	390	基	R4	R8	211,100	42,220	42,220	42,220	42,220	42,220	205,340	41,068	41,068	41,068	41,068	41,068	
○施設整備に関する計画支援事業							120,168	2,570	0	17,589	42,009	58,000	116,254	2,570	0	15,820	39,864	58,000	
前橋市新最終処分場整備事業（事業番号1）に係る計画支援事業	31	前橋市	－	－	R4 (R2)	R8 (R11)	96,168	2,570	0	17,589	42,009	34,000	92,254	2,570	0	15,820	39,864	34,000	
前橋市新資源化施設整備事業（事業番号2）に係る計画支援事業	32	前橋市	－	－	R8	R8 (R13)	24,000	0	0	0	0	24,000	24,000	0	0	0	0	24,000	
合計							331,268	44,790	42,220	59,809	84,229	100,220	321,594	43,638	41,068	56,888	80,932	99,068	

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間 開始	事業期間 交付期間 終了	交付金必要の要否	事業計画 令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	有料化	一般廃棄物の有料化により、発生抑制に資する	市	未定								
	12	有価物集団回収の積極的な支援	実施団体の拡大、奨励金の交付、取扱品目の拡大	市	R4	R8		検討・実施・拡充					
	13	資源回収の充実	リサイクル庫・回収ボックスの拡充による拠点回収の充実	市	R4	R8		検討・実施・拡充					
	14	生ごみの堆肥化の推進	減量促進、助成の継続実施	市	R4	R8		普及・啓発・推進					
	15	事業者によるごみ減量・資源化の推進	飲食店での食品ごみの減量化・オフィスでの紙の資源化促進	市	R4	R8		検討・実施・拡充					
	16	許可業者への協力依頼	製造・販売事業者への協力依頼、許可業者の指導・育成	市	R4	R8		実施・拡充・強化					
	17	市民意識の醸成と啓発	学校・環境教育の充実、市民のごみ減量・資源化に対する意識醸成	市	R4	R8		実施・拡充					
	18	生活排水に対する発生・排出管理の徹底	排水の合併処理の促進、浄化槽の管理の徹底	市	R4	R8		実施・拡充・強化					
処理体制の構築、変更に関するもの	21	中間処理における減量・資源化の実施	適切な処理の実施	市	R4	R8		実施・拡充					
	22	資源化施設の整備に向けた検討	情報提供、資源化設備の整備検討	市	R4	R8		調査・研究・検討					
処理施設の整備に関するもの	1	前橋市新最終処分場整備事業		市	(R12)	(R15)	○						
	2	前橋市新資源化施設整備事業		市	(R14)	(R16)	○						
	3	合併浄化槽設備設置		市	R4	R8	○	合併浄化槽整備					
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1に係る計画支援事業	基本計画の策定、基本設計、地質調査、生活環境影響調査、用地測量、(実施設計及び発注仕様書の作成)	市	R4 (R2)	R8 (R11)	○	基本計画		基本設計 地質調査		生活環境影響調査 用地測量	
	32	2に係る計画支援事業	建設候補地可能性調査、基本構想、(基本計画、基本設計、測量地質調査、生活環境影響調査及び発注仕様書の作成)	市	R8	R8 (R13)						集約化調査 建設候補地可能性調査 基本構想	
その他	41	再生利用品の需要拡大事業	焼却灰の資源化の推進	市	R4	R8		実施・継続					
	42	不法投棄対策	監視やパトロールの強化、県や警察との連携	市	R4	R8		実施・拡充・強化					
	43	災害時の廃棄物処理に関する事項	群馬県及び関係機関との連携、災害廃棄物の処理体制構築	市	R4	R8		強化・推進・連携					
	44	適正処理困難物等の処理	市民及び事業者への協力依頼やPR	市	R4	R8		実施・拡充					
	45	その他	関係機関との連携、組織体制の見直し、ごみ集積場所の適正な設置及び管理、情報管理の効率化・円滑な情報提供の推進、審議会等の設置と運営	市	R4	R8		実施・拡充					

※事業期間が本計画期間（R4～R8）を超過するものについては、（　）で表している。

【参考資料様式7】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　群馬県

(1) 事業主体名	前橋市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	整備計画の方針に基づき、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を推進する。
(4) 事業期間	令和４年度　～　令和８年度
(5) 事業対象地域の要件	公共下水道・農業集落排水の計画区域外の地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費　205,340千円 うち　*(以下の事業を実施する場合)* ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費　205,340千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費　千円

○　事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (　　人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	185 基 (　555人分)	通常　50 転換 384	96,450	90,690
6～ 7人槽	190 基 (　760人分)	通常　70 転換 462	106,650	106,650
8～10人槽	15 基 (　90人分)	通常 100 転換 585	8,000	8,000
11～20人槽	基 (　人分)			
21～30人槽	基 (　人分)			
31～50人槽	基 (　人分)			
51人槽以上	基 (　人分)			
計画策定 調査費				
うち台帳 作成費用				
合　計	390 基 (1,405人分)		211,100	205,340

【参考資料様式6　補足資料】

循環型社会形成推進地域計画　内訳表（浄化槽系）

集計表

浄化槽設置整備事業			
区分	基数	交付対象事業費	対策経費支出予定額
5人槽	185基	90,690千円	96,450千円
6～7人槽	190基	106,650千円	106,650千円
8～10人槽	15基	8,000千円	8,000千円
11～20人槽			
21～30人槽			
31～50人槽			
51人槽以上			

公共浄化槽等整備推進事業			
区分	基数	交付対象事業費	対策経費支出予定額
5人槽			
6～7人槽			
8～10人槽			
11～15人槽			
16～20人槽			
21～25人槽			
26～30人槽			
31～40人槽			
41～50人槽			
51人槽以上			

資料-7

浄化槽設置整備事業（単独転換）
○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	135

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
39,420	19,710	19,710	4,860	83,700千円
合計	78,840千円			

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
56,700	27,000	0	0	83,700千円
（135）基	（0）基			

人槽区分	6～7人槽
基数	140

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
46,200	23,100	23,100	0	92,400千円
合計	92,400千円			

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
64,400	28,000	0	0	92,400千円
（140）基	（0）基			

人槽区分	8～10人槽
基数	10

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
3,750	1,875	1,875	0	7,500千円
合計	7,500千円			

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
5,500	2,000	0	0	7,500千円
（10）基	（0）基			

人槽区分	11～20人槽
基数	0

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
0	0	0	0	0千円
合計	0千円			

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0	0	0	0	0千円
（0）基	（0）基			

人槽区分	21～30人槽
基数	0

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
0	0	0	0	0千円
合計	0千円			

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0	0	0	0	0千円
（0）基	（0）基			

人槽区分	31～50人槽
基数	0

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
0	0	0	0	0千円
合計	0千円			

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0	0	0	0	0千円
（0）基	（0）基			

人槽区分	51人槽以上
基数	0

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
0	0	0	0	0千円
合計	0千円			

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0	0	0	0	0千円
（0）基	（0）基			

浄化槽設置整備事業（汲み取り転換）
○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	25

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
5,300	2,650	2,650	900	11,500千円
合計	10,600千円			

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
10,500	1,000		0	11,500千円

（5）基

人槽区分	6～7人槽
基数	25

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
6,250	3,125	3,125	0	12,500千円
合計	12,500千円			

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
11,500	1,000		0	12,500千円

（5）基

人槽区分	8～10人槽
基数	0

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
0	0	0	0	0千円
合計	0千円			

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
0	0		0	0千円

（0）基

人槽区分	11～20人槽
基数	0

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
0	0	0	0	0千円
合計	0千円			

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
0	0		0	0千円

（0）基

人槽区分	21～30人槽
基数	0

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
0	0	0	0	0千円
合計	0千円			

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
0	0		0	0千円

（0）基

人槽区分	31～50人槽
基数	0

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
0	0	0	0	0千円
合計	0千円			

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
0	0		0	0千円

（0）基

人槽区分	51人槽以上
基数	0

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
0	0	0	0	0千円
合計	0千円			

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
0	0		0	0千円

（0）基

浄化槽設置整備事業（新設）
○単独浄化槽について国費の補助対象とする理由（個人設置事業にて新設に補助を行う場合必らず記入）

人槽・基数	理由	その他を選択した場合の理由（自由記載）
例）○人槽○基、○人槽○基	単独浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に居住する人が新築家屋に建替え・新築をする	
5人槽25基、6～7人槽25基、8～10人槽5基	単独浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に居住する人が増築又は新築家屋に建替えをする	

○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	25

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
625	312	313	0	1,250千円
合計	1,250千円			

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
1,250			0	1,250千円

人槽区分	6～7人槽
基数	25

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
875	437	438	0	1,750千円
合計	1,750千円			

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
1,750			0	1,750千円

人槽区分	8～10人槽
基数	5

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
250	125	125	0	500千円
合計	500千円			

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
500			0	500千円

人槽区分	11～20人槽
基数	0

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
0	0	0	0	0千円
合計	0千円			

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
0			0	0千円

人槽区分	21～30人槽
基数	0

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
0	0	0	0	0千円
合計	0千円			

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0			0	0千円

人槽区分	31～50人槽
基数	0

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
0	0	0	0	0千円
合計	0千円			

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0			0	0千円

人槽区分	51人槽以上
基数	0

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他	
うち国費	うち県費	うち市町村費	（市単費等）	
0	0	0	0	0千円
合計	0千円			

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
0			0	0千円

市町村設置整備推進事業（単独転換）

○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他（市単費等）	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

（ ）基　（ ）基

人槽区分	6～7人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他（市単費等）	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

（ ）基　（ ）基

人槽区分	8～10人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他（市単費等）	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

（ ）基　（ ）基

人槽区分	11～15人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他（市単費等）	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

（ ）基　（ ）基

人槽区分	16～20人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他（市単費等）	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

（ ）基　（ ）基

人槽区分	21～25人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他（市単費等）	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

（ ）基　（ ）基

人槽区分	26～30人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

（ ）基　（ ）基

人槽区分	31～40人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

（ ）基　（ ）基

人槽区分	41～50人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

（ ）基　（ ）基

人槽区分	51人槽以上
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

（ ）基　（ ）基

市町村設置整備推進事業（汲み取り転換）

○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

人槽区分	6～7人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

人槽区分	8～10人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

人槽区分	11～15人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

人槽区分	16～20人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

人槽区分	21～25人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

人槽区分	26～30人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

人槽区分	31～40人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

人槽区分	41～50人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

人槽区分	51人槽以上
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

市町村設置整備推進事業（新設）

○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他（市単費等）	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	6～7人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他（市単費等）	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	8～10人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他（市単費等）	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	11～15人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他（市単費等）	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	16～20人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他（市単費等）	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	21～25人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				合計
交付対象事業費			その他（市単費等）	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	26～30人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

人槽区分	31～40人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

人槽区分	41～50人槽
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

人槽区分	51人槽以上
基数	

対象経費支出予定額（千円）				
交付対象事業費			その他（市単費等）	合計
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額（千円）				
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	合計
				0千円

【参考資料様式 8】

計画支援概要

都道府県名　群馬県

(1) 事業主体名	前橋市		
(2) 事業目的	事業番号 1 の最終処分場整備のため		
(3) 事業名称	前橋市新最終処分場整備事業（事業番号 1）に係る基本計画	前橋市新最終処分場整備事業（事業番号 1）に係る基本設計	前橋市新最終処分場整備事業（事業番号 1）に係る地質調査
(4) 事業期間	令和 4 年度 （令和 2 年度～ 令和 4 年度）	令和 6 年度～ 令和 7 年度	令和 6 年度～ 令和 7 年度
(5) 事業概要	基本計画	基本設計	地質調査

(6) 事業計画額 （千円）	2,570 千円 （5,346 千円）	44,176 千円	15,422 千円

※事業期間が本計画期間（R4～R8）を超過するものについては、（　）で表している。

(1) 事業主体名	前橋市		
(2) 事業目的	事業番号 1 の最終処分場整備のため		
(3) 事業名称	前橋市新最終処分場整備事業（事業番号 1）に係る生活環境影響調査	前橋市新最終処分場整備事業（事業番号 1）に係る用地測量	前橋市新最終処分場整備事業（事業番号 1）に係る実施設計及び発注仕様書の作成
(4) 事業期間	令和 8 年度 （令和 8 年度～令和 9 年度）	令和 8 年度 （令和 8 年度～令和 9 年度）	（令和 10 年度～令和 11 年度）
(5) 事業概要	生活環境影響調査	用地測量	実施設計及び発注仕様書の作成

(6) 事業計画額 （千円）	15,000 千円 （30,000 千円）	19,000 千円 （38,000 千円）	（70,000 千円）

※事業期間が本計画期間（R4～R8）を超過するものについては、（　）で表している。

【参考資料様式 8】

計画支援概要

都道府県名　群馬県

(1) 事業主体名	前橋市			
(2) 事業目的	事業番号 2 のマテリアルリサイクル推進施設整備のため			
(3) 事業名称	前橋市新資源化施設整備事業（事業番号 2）に係る集約化調査	前橋市新資源化施設整備事業（事業番号 2）に係る基本計画	前橋市新資源化施設整備事業（事業番号 2）に係る基本設計	前橋市新資源化施設整備事業（事業番号 2）に係る測量地質調査、生活環境影響調査及び発注仕様書の作成
(4) 事業期間	令和 8 年度（令和 8 年度～令和 9 年度）	（令和 10 年度）	（令和 11 年度）	（令和 12 年度～令和 13 年度）
(5) 事業概要	建設候補地可能性調査・基本構想	基本計画	基本設計	測量地質調査、生活環境影響調査及び発注仕様書の作成

(6) 事業計画額（千円）	24,000 千円（39,000 千円）	（14,000 千円）	（24,000 千円）	（99,000 千円）

※事業期間が本計画期間（R4～R8）を超過するものについては、（　）で表している。

添付資料１　対象地域図

図５　対象地域図

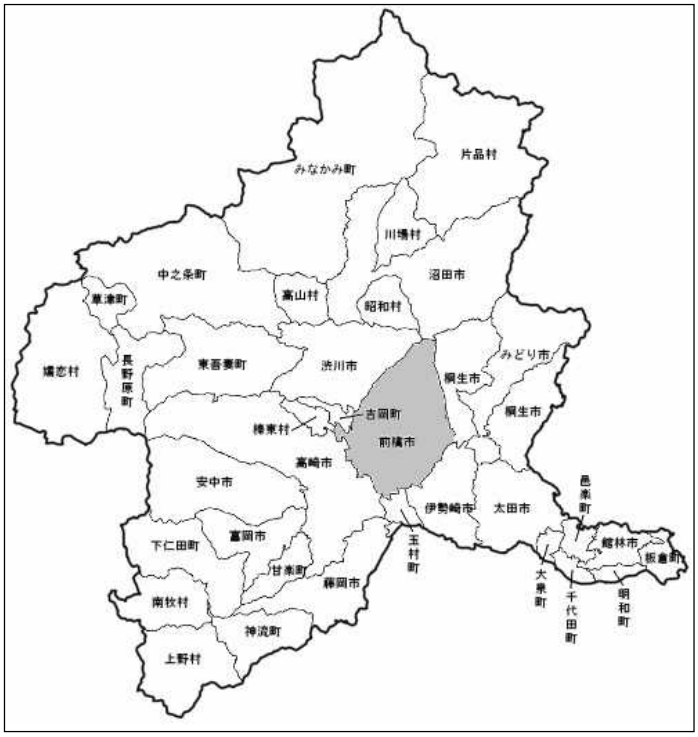

添付資料２　人口、ごみ総排出量、総資源化量、し尿・汚泥量等の推移

図６　人口の推移

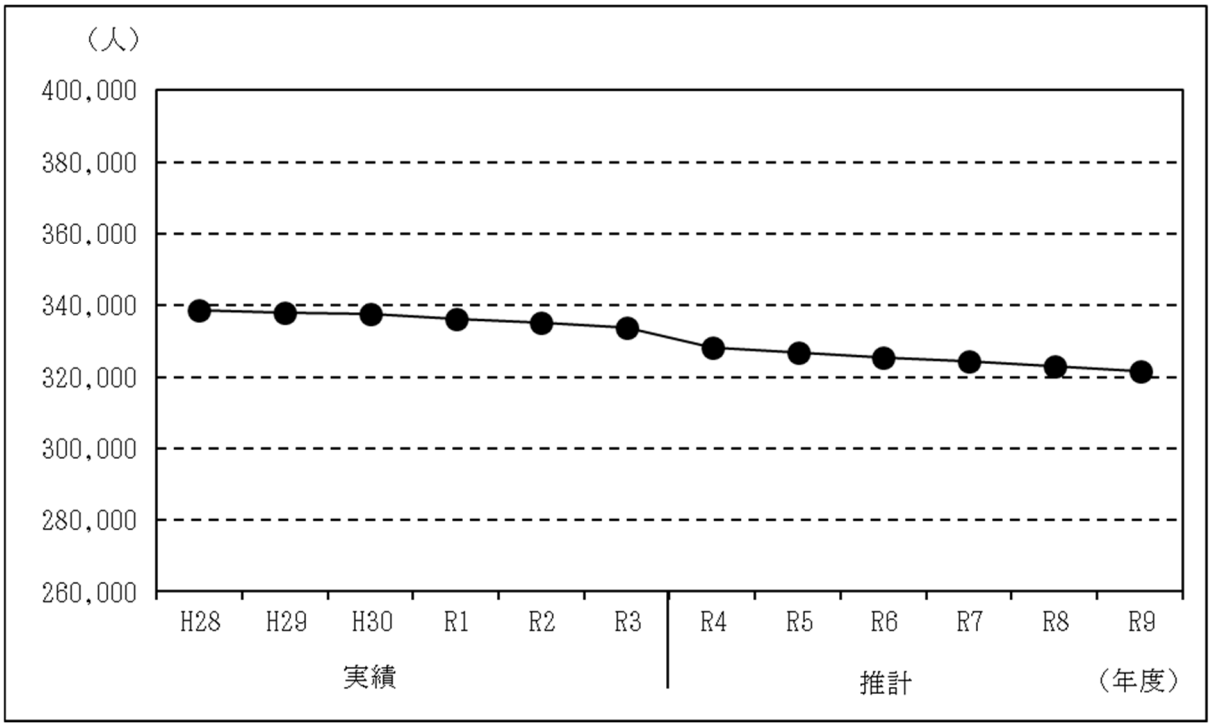

図７　ごみ総排出量の推移

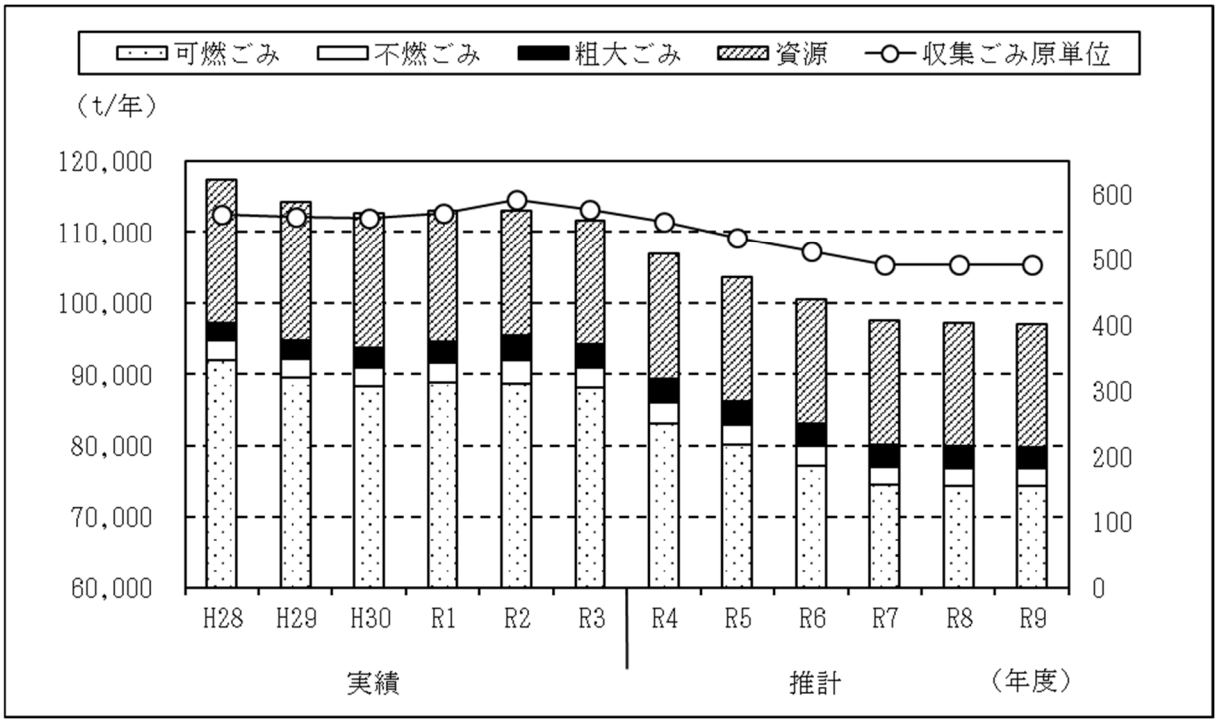

図 8　総資源化量及びリサイクル率の推移

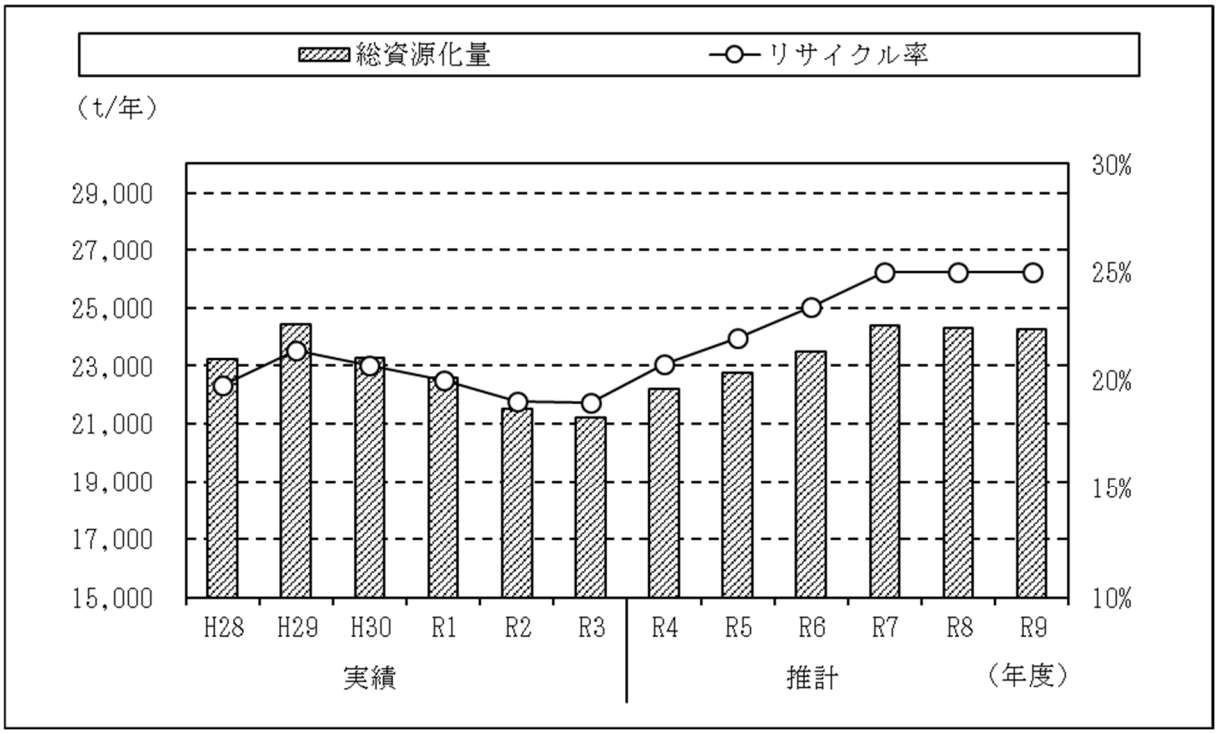

図 9　最終処分量及び処分率の推移

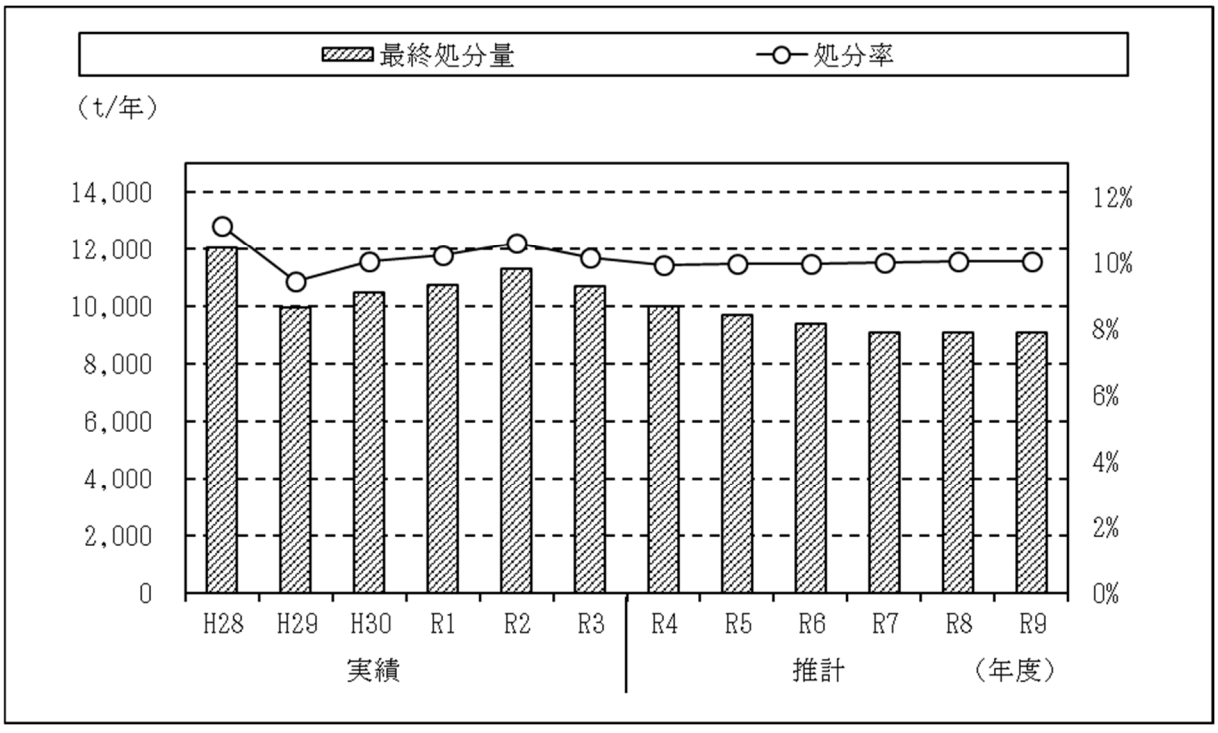

図 10　処理形態別人口の推移

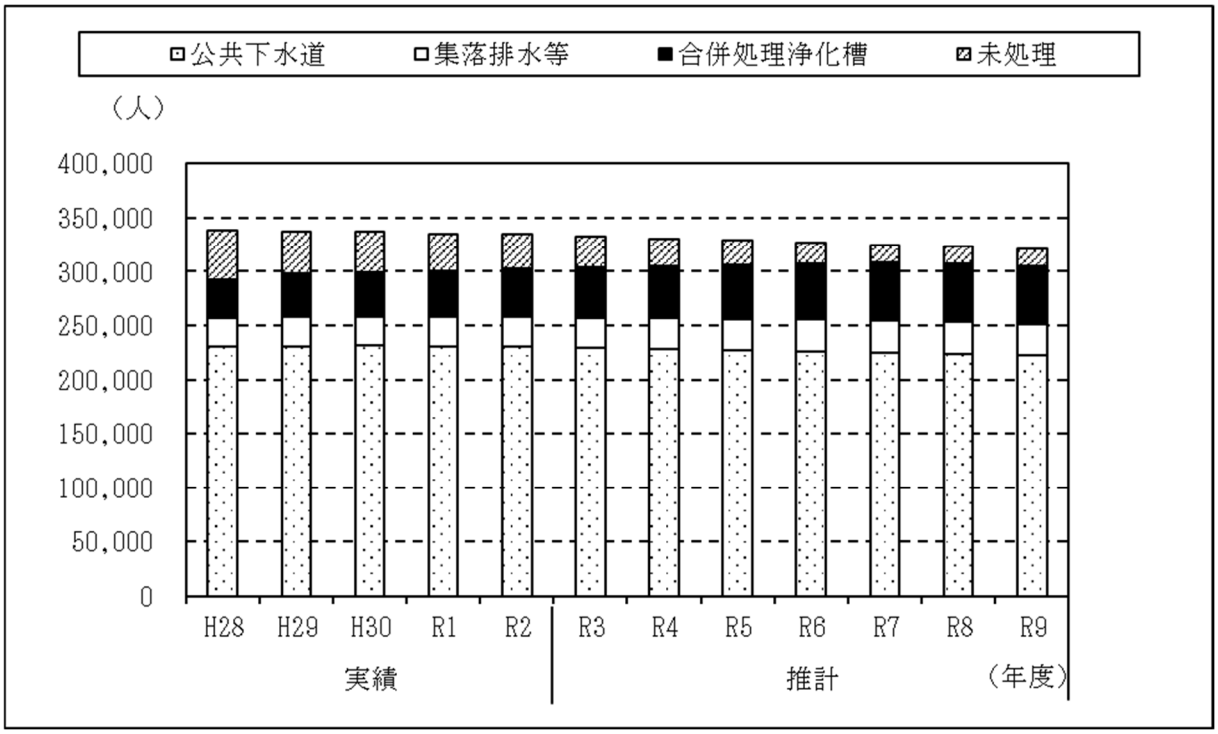

図 11　し尿及び浄化槽汚泥量の推移

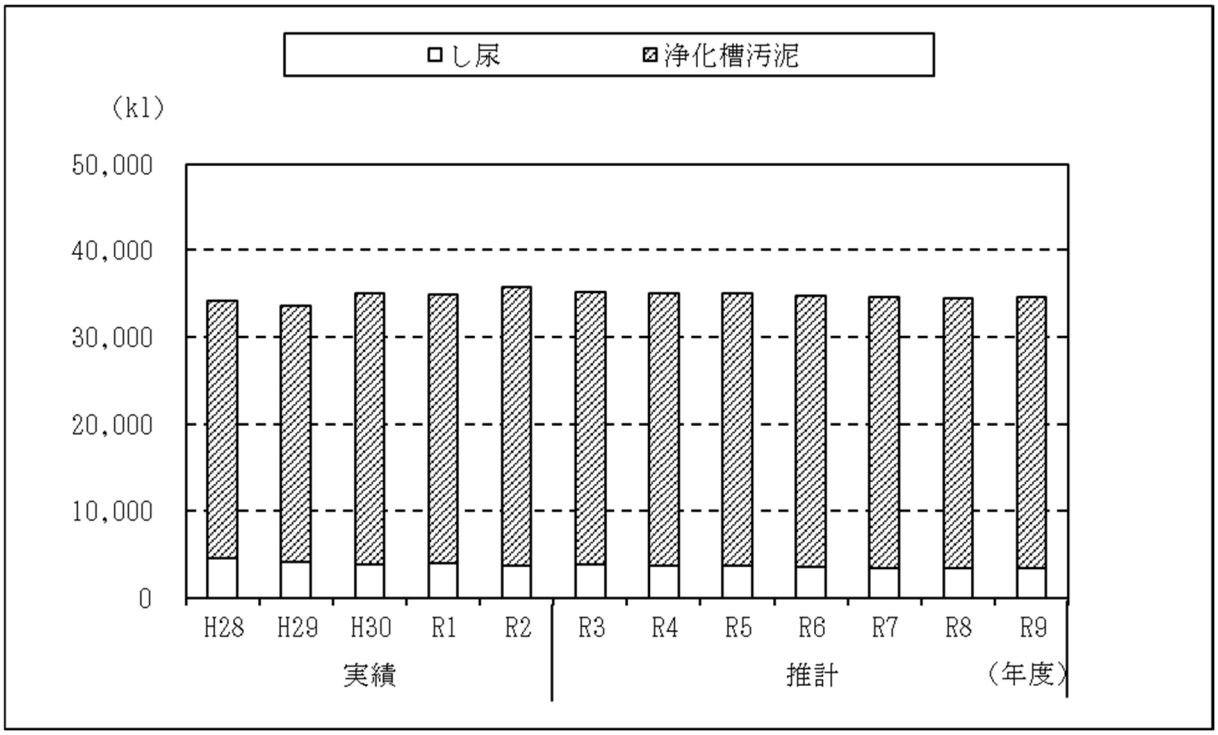

添付資料３　家庭系ごみの分別区分（現状）

表７　家庭系ごみの分別区分

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th colspan="2">主な品目</th><th colspan="2">出し方</th><th>収集頻度</th><th>収集方法</th></tr>
<tr><td colspan="3">可燃ごみ</td><td colspan="2">生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品など</td><td colspan="2">指定袋</td><td>２回／週</td><td rowspan="2">ステーション収集</td></tr>
<tr><td colspan="3">不燃ごみ</td><td colspan="2">金属類、割れたり汚れたびん、陶磁器類など</td><td colspan="2">指定袋</td><td>１回／月</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">粗大ごみ</td><td colspan="2" rowspan="2">自転車、家具、家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を除く）など</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td>１回／年</td><td>自治会回収</td></tr>
<tr><td>随時</td><td>戸別回収</td></tr>
<tr><td colspan="3">危険ごみ</td><td colspan="2">スプレー缶、カセットボンベ、ライター</td><td rowspan="3">黄色コンテナ</td><td></td><td rowspan="3">１回／２週</td><td rowspan="11">ステーション収集</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">有害ごみ</td><td colspan="2">使用済み乾電池、水銀式体温計</td><td>透明・半透明の袋</td></tr>
<tr><td colspan="2">蛍光管</td><td>購入時のケースや紙に包む</td></tr>
<tr><td rowspan="10">資源ごみ</td><td colspan="2">プラ容器</td><td colspan="2">カップ・トレイ・パック類、袋類、ボトル類など</td><td colspan="2">指定袋</td><td>３回／月</td></tr>
<tr><td rowspan="3">びん</td><td rowspan="3">飲料用、食品用、調味料用のびん</td><td>無色透明</td><td colspan="2">白色コンテナ</td><td rowspan="5">１回／２週</td></tr>
<tr><td>茶色</td><td colspan="2">茶色コンテナ</td></tr>
<tr><td>その他の色</td><td colspan="2">青色コンテナ</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶</td><td colspan="2">飲料用、食品用の缶</td><td colspan="2">指定袋</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td colspan="2">飲料用、酒類用、しょう油などのボトル</td><td colspan="2">指定袋</td></tr>
<tr><td rowspan="3">紙</td><td rowspan="3" colspan="2">新聞紙、段ボール、雑誌、紙パック、雑古紙</td><td rowspan="3" colspan="2">品目別に紐で縛る</td><td>１回／２週</td></tr>
<tr><td>随時</td><td>拠点回収</td></tr>
<tr><td>随時</td><td>有価物集団回収</td></tr>
<tr><td rowspan="3">衣類等</td><td rowspan="3" colspan="2">衣類、バッグ、靴、ぬいぐるみなど</td><td rowspan="3" colspan="2">透明・半透明の袋</td><td>１回／２週</td><td>ステーション収集</td></tr>
<tr><td>随時</td><td>拠点回収</td></tr>
<tr><td>随時</td><td>有価物集団回収</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用済小型家電</td><td rowspan="2" colspan="2">パソコン、携帯電話、家庭用ゲーム機など</td><td colspan="2">回収ボックス</td><td rowspan="2">随時</td><td>拠点回収</td></tr>
<tr><td colspan="2">段ボール</td><td>宅配便回収</td></tr>
<tr><td>廃食用油</td><td colspan="2">サラダ油、ごま油、オリーブオイルなど</td><td colspan="2">回収ボックス</td><td>随時</td><td>拠点回収</td></tr>
<tr><td colspan="3">在宅医療廃棄物</td><td colspan="2">医療用注射針</td><td colspan="2">専用容器</td><td>随時</td><td>拠点回収</td></tr>
</table>

添付資料４　現況施設と予定施設

図 12　現況施設と新設予定施設

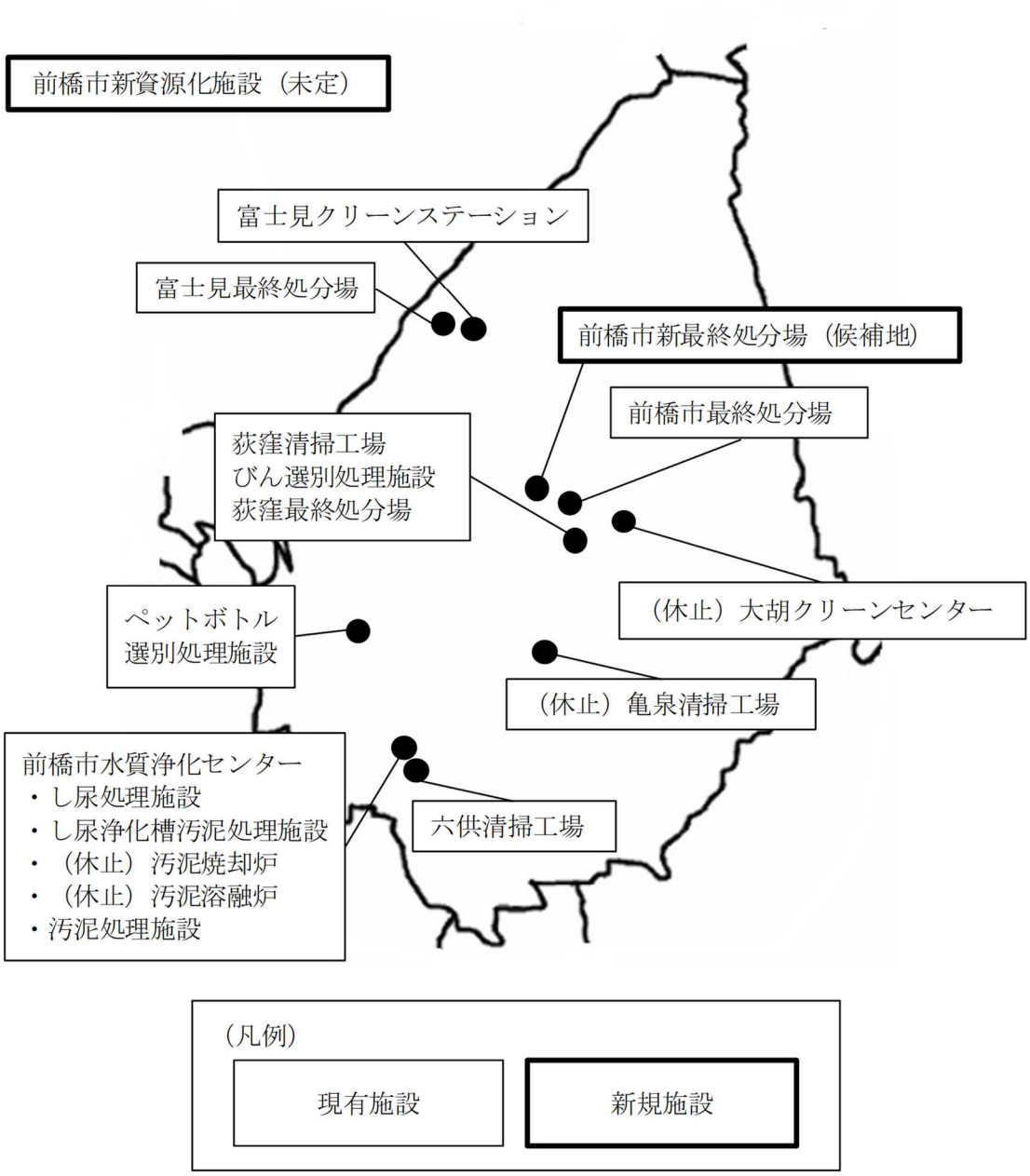

【焼却施設】

施　設　名	六供清掃工場
所　在　地	六供町 1536 番地
敷地面積	16,800m^2
供用開始	平成 3 年 10 月
処理能力	405ｔ/日
災害対策	周辺自治体と相互支援に関する協定書を締結している。

施　設　名	（休止）亀泉清掃工場
所　在　地	亀泉町 265 番地
敷地面積	11,799m^2
供用開始	昭和 52 年 12 月（令和 2 年 1 月休止）
処理能力	25ｔ/8ｈ
災害対策	周辺自治体と相互支援に関する協定書を締結している。

施　設　名	（休止）大胡クリーンセンター
所　在　地	堀越町 610 番地
敷地面積	6,943.94m^2
供用開始	平成 2 年 4 月（令和元年 9 月休止）
処理能力	108ｔ/日
災害対策	周辺自治体と相互支援に関する協定書を締結している。

【不燃・粗大・資源物処理施設】

施　設　名	資源選別施設（荻窪清掃工場）
所　在　地	荻窪町 677 番地
敷地面積	19,381.30m^2
供用開始	平成 4 年 4 月
処理能力	破砕：83ｔ/5ｈ プラ：16ｔ/5ｈ
災害対策	周辺自治体と相互支援に関する協定書を締結している。

施　設　名	びん選別処理施設
所　在　地	荻窪町 677 番地
敷地面積	（建物 207.13m^2）
供用開始	平成 8 年 4 月
処理能力	18ｔ/5ｈ
災害対策	周辺自治体と相互支援に関する協定書を締結している。

施　設　名	ペットボトル選別処理施設
所　在　地	大渡町一丁目 19 番地 4
敷地面積	3,996.10m^2
供用開始	平成 12 年 9 月
処理能力	4ｔ/5ｈ
災害対策	周辺自治体と相互支援に関する協定書を締結している。

施　設　名	粗大ごみ処理施設（富士見クリーンステーション）
所　在　地	富士見町石井 1873 番地 2
敷地面積	約 3,200m^2
供用開始	平成 10 年 4 月
処理能力	18ｔ/5ｈ
災害対策	周辺自治体と相互支援に関する協定書を締結している。

【最終処分場】

施　設　名	前橋市最終処分場
所　在　地	荻窪町 553 番地 3
敷地面積	79,151.43m^2
供用開始	平成 16 年 3 月
処理能力	383,000m^3
災害対策	周辺自治体と相互支援に関する協定書を締結している。

施　設　名	富士見最終処分場
所　在　地	富士見町石井 1873 番地 2
敷地面積	（埋立面積 8,020m^2）
供用開始	平成 9 年 4 月
処理能力	59,080m^3
災害対策	周辺自治体と相互支援に関する協定書を締結している。

【し尿関係施設】

施　設　名	し尿処理施設
所　在　地	六供町 516 番地 1
敷地面積	15,339.45m^2
供用開始	平成 10 年 3 月
処理能力	33kl/日
災害対策	新耐震基準を満たす。浸水は土嚢対応。

施　設　名	し尿浄化槽汚泥処理施設
所　在　地	六供町 1331 番地
敷地面積	（建築面積 1,505.94m^2）
供用開始	昭和 63 年 3 月
処理能力	87kl/日
災害対策	新耐震基準を満たす。浸水は土嚢対応。

施　設　名	（休止）汚泥焼却炉
所　在　地	六供町
敷地面積	（建物面積 455.89m^2）
供用開始	昭和 62 年 4 月（平成 24 年 12 月休止）
処理能力	30.6t/日
災害対策	新耐震基準を満たす。浸水は土嚢対応。

施　設　名	（休止）汚泥溶融炉
所　在　地	六供町
敷地面積	（施設面積 1,069m^2）
供用開始	平成 8 年 4 月（平成 23 年 6 月休止）
処理能力	49.2 t／日
災害対策	新耐震基準を満たす。浸水は土嚢対応。

施　設　名	汚泥処理施設
所　在　地	六供町
敷地面積	－
供用開始	平成 29 年 3 月
処理能力	25 t／日×2 炉
災害対策	新耐震基準を満たす。浸水は土嚢対応。

添付資料５　合併処理浄化槽整備区域図

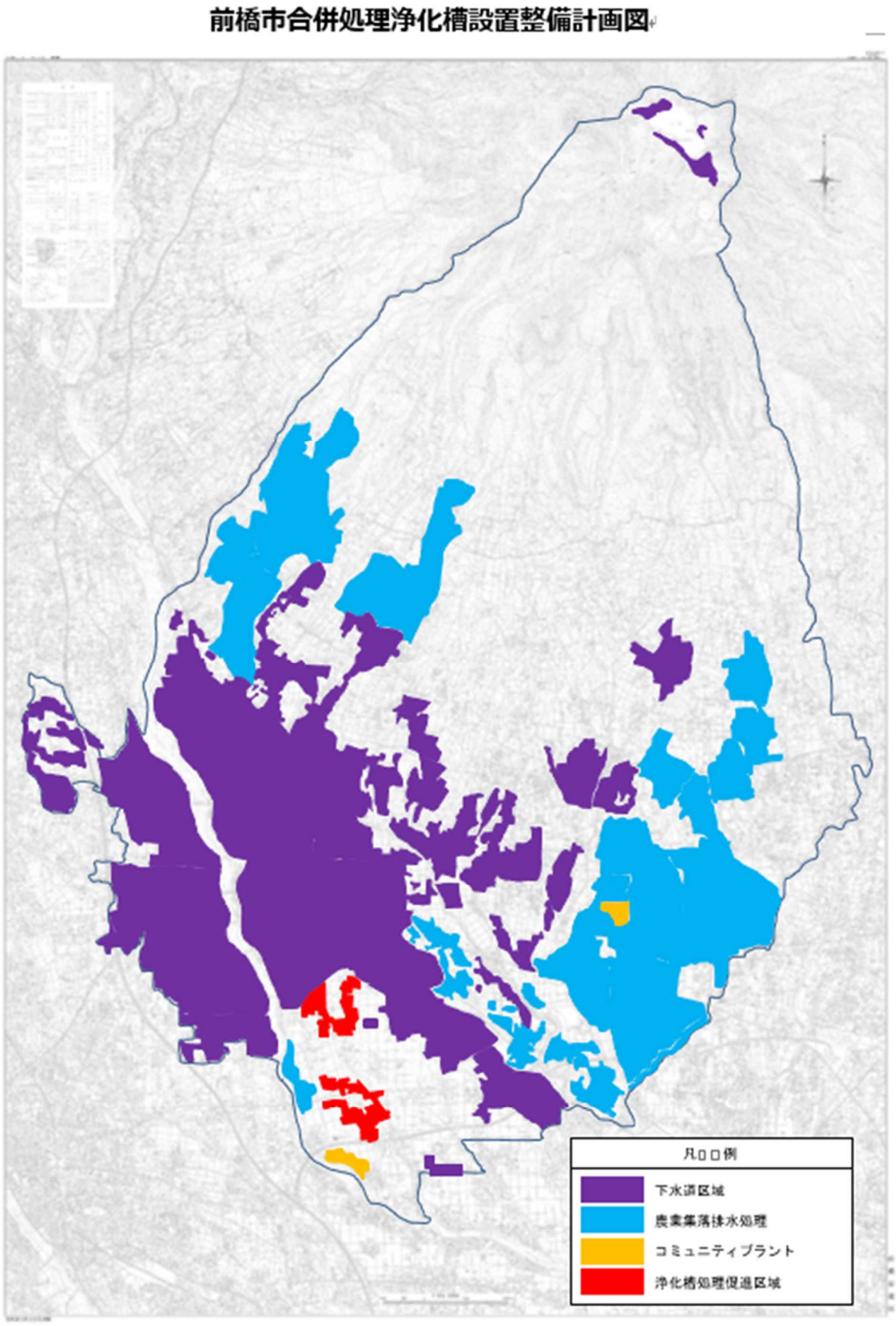

添付資料６　ハザードマップ

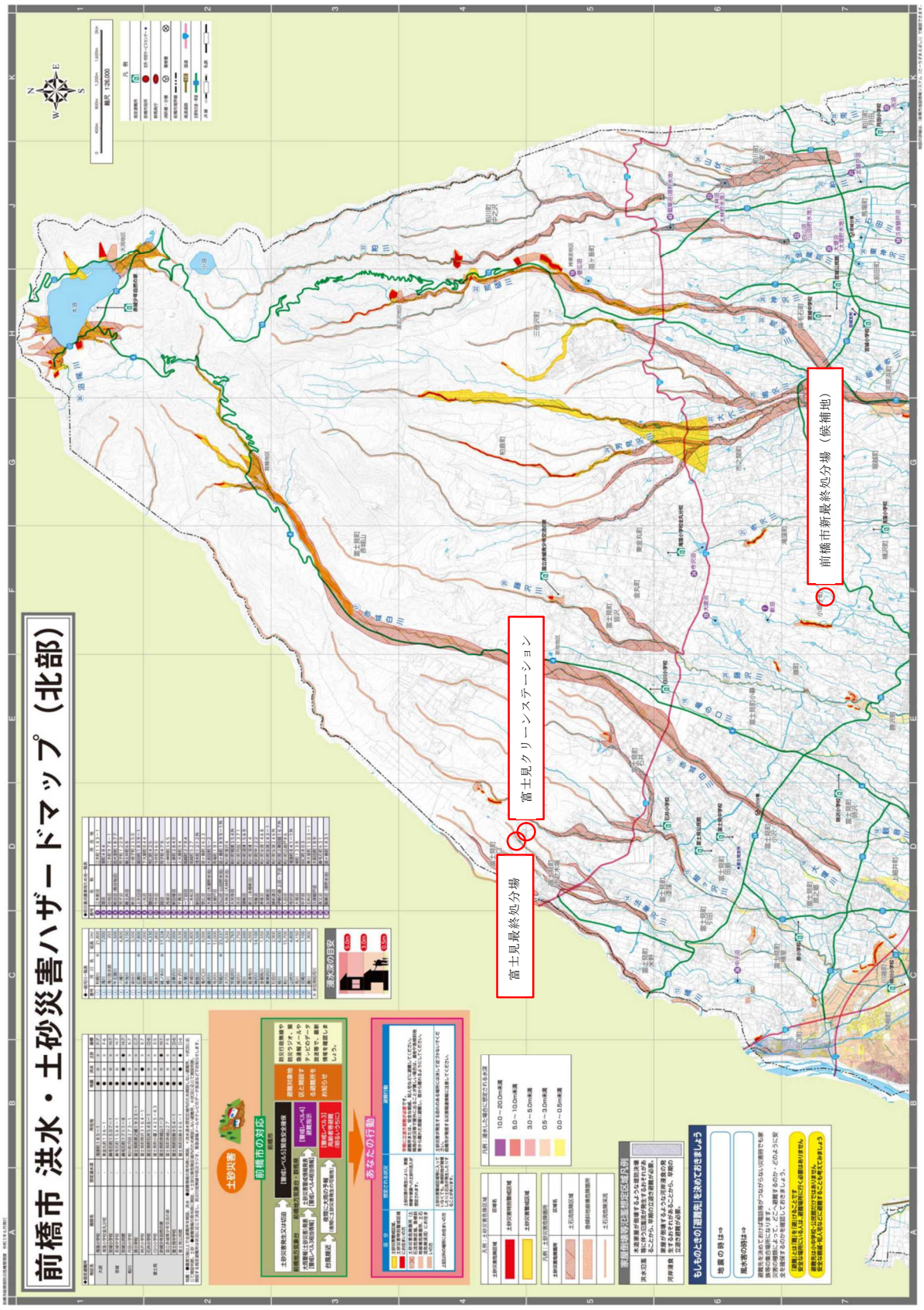

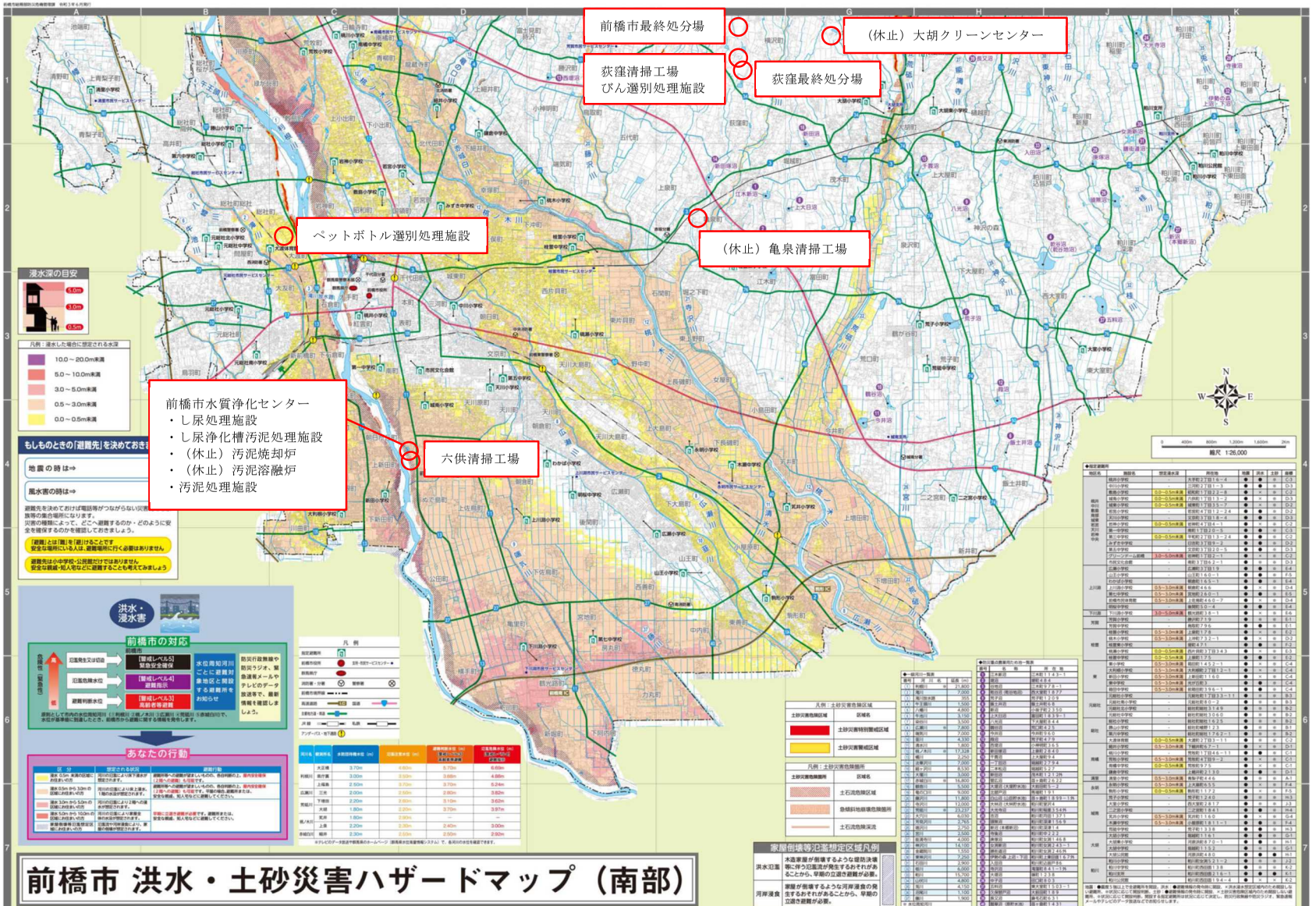
前橋市最終処分場
（休止）大胡クリーンセンター
荻窪清掃工場
びん選別処理施設
荻窪最終処分場
ペットボトル選別処理施設
（休止）亀泉清掃工場
前橋市水質浄化センター
・し尿処理施設
・し尿浄化槽汚泥処理施設
・（休止）汚泥焼却炉
・（休止）汚泥溶融炉
・汚泥処理施設
六供清掃工場
浸水深の目安
もしものときの「避難先」を決めておき
地震の時は⇒
風水害の時は⇒
洪水・浸水害
前橋市の対応
あなたの行動
前橋市 洪水・土砂災害ハザードマップ（南部）